

第 1 1 号議案

東大和市障害支援区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 2 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市障害支援区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を
改正する条例

東大和市障害支援区分判定審査会の委員の定数等を定める条例（平成18年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（審査会の委員の任期）

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第5条第1項の条例で定める期間は、3年とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。